

(5) 加美町公認キャラクター「かみ〜ご」着ぐるみ貸出しに関する要綱 (公共的機関・教育的機関用)

(趣旨)

第1条 この要綱は、加美町公認キャラクター「かみ〜ご」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸出すことにより、加美町を広くPRするため必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 かみ〜ご運営委員会は、加美町及び着ぐるみに支障を及ぼさない範囲において、公共的機関及び教育的機関に限り着ぐるみを貸出すことができる。

- 2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含め7日以内とする。
- 3 着ぐるみの受取りから返却まで使用者責任の下行うこととする。また、配送による受取り又は返却を希望する場合、配送料は使用者側の負担で行う。
- 4 着ぐるみ装着者及びアテンダントについては、使用者側で行う。

(借用の申請)

第3条 着ぐるみの借用を希望する者は、町及び商工会が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ着ぐるみ借用申込書(様式1号)に必要な書類を添付してかみ〜ご運営委員会に提出しなければならない。また、返却の際は借用報告書(様式2号)を提出しなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、借用申込書(様式第1号)に次の書類を添えて、かみ〜ご運営委員会に提出しなければならない。
 - (1) キャラクター等の利用状況がわかる資料
 - (2) その他かみ〜ご運営委員会が必要と認める書類

(貸出しの承認)

第4条 かみ〜ご運営委員会は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が町のPRに寄与すると認めるときは、使用の承認(以下「使用承認」という。)をすることができる。この場合において、かみ〜ご運営委員会は必要があると認める場合には、キャラクター等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 かみ〜ご運営委員会は、貸出し承認を行ったときは、借用承認書(様式第1号)により通知するものとする。

(貸出し承認の制限)

第5条 着ぐるみ貸出しにおいて、次の各号のいずれかに該当する場合は、かみ〜ご運営委員会は承認しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教法人を支援し、または公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 町および着ぐるみの信用または品位並びにイメージを害するものと認めるとき。

- (4) 営利目的の活動に利用するとき。
- (5) 着ぐるみの管理上支障があるとき。
- (6) その他かみ〜ご運営委員会が貸出しについて適当でないとき。

(貸出し料)

第6条 着ぐるみ貸出しについては、原則無料とする。

(遵守事項)

第7条 第4条の規定による貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
- (2) 貸出し期間を遵守すること。
- (3) 第三者に又貸ししないこと。
- (4) その他、着ぐるみ使用マニュアル及びかみ〜ご運営委員会が付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第8条 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に違反したときは、かみ〜ご運営委員会は貸出しの承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しないものとする。

- 2 前項の場合において、貸出しの承認を取り消された者は、直ちに着ぐるみをかみ〜ご運営委員会に返却しなければならない。
- 3 第1項の規定により、貸出しの承認が取り消された者に損害が生じても、かみ〜ご運営委員会はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 申請者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、消失その他損害を与えたときは、速やかにその旨をかみ〜ご運営委員会に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

(免責)

第10条 着ぐるみの貸出しにより使用者が被った損害および使用者の着ぐるみの使用により第三者が被った損害については、かみ〜ご運営委員会はその責めを負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、かみ〜ご運営委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

加美町公認キャラクター「かみ〜ご」着ぐるみ借用申込書

令和 年 月 日

かみ〜ご運営委員長 様

加美町公認キャラクター「かみ〜ご」着ぐるみを使用したいので、次のとおり申し込みます。
また、使用にあたっては、着ぐるみ貸出し要綱を遵守いたします。

1. 申込者	(1)団体名 (2)代表者 (3)担当者・連絡先 (Tel)
2. 借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 借用方法	<input type="checkbox"/> 直接引き取り <input type="checkbox"/> 送付希望 (着払いとなります)
4. イベント等 名称・日時	(1)名称 (2)日時
5. イベント 等詳細	(1)使用場所 (施設名等) 及び住所 (2)着ぐるみ出演時間 (3)問い合わせ先 (名称・Tel) (4)イベント等の内容 (チラシ等でも可)
	上記の申請のとおり加美町公認キャラクター「かみ〜ご」着ぐるみ借用をすることを承認します。 令和 年 月 日 かみ〜ご運営委員長 ㊟

加美町公認キャラクター「かみ〜ご」着ぐるみ借用報告書

令和 年 月 日

かみ〜ご運営委員長 様

加美町公認キャラクター「かみ〜ご」着ぐるみの使用につきまして、次のとおり報告いたします。

1. 使用者	(1)団体名 (2)担当者・連絡先 (Tel) 電話
2. 使用したイベント等の名称	
3. イベント全体の様子など	※イベント当日の写真を何枚か添付してください。 (そのうち、1枚以上はかみ〜ごが写っているものをお願いします。データによる提出でも構いません。)
4. 着ぐるみの活動報告 (活動時間や内容、お客様とのふれあい状況など)	
5. 着ぐるみを活用したことによる成果や課題	

ご協力ありがとうございました。

今後、かみ〜ごを活用していくうえでの参考とさせていただきます。

○加美町公認キャラクター「かみ〜ご」着ぐるみ使用マニュアル

1. はじめに

この着ぐるみ使用マニュアルは、加美町公認キャラクターかみ〜ごの着ぐるみを正しく使用して頂くため、その使用方法や注意事項についてまとめたものです。かみ〜ごが多くの方々に親しまれ、愛されるようさまざまな場面に活用して頂くようお願い致します。

2. かみ〜ご着ぐるみの使用について

かみ〜ごの着ぐるみに関する一切の権利はかみ〜ご運営委員会に属します。着ぐるみを使用する場合は、加美町公認キャラクターかみ〜ご着ぐるみ貸出しに関する要綱に基づき使用申し込みを行いかみ〜ご運営委員会の承認を得てください。また、着ぐるみ使用に関してはこのマニュアルに従って正しく使用して頂き、かみ〜ごのイメージを壊したり、指定のパーツ以外の物を許可なく装着することはできません。

3. 着ぐるみを使用する事前確認事項

(1) 人員体制

- 1) 装着、装演するときは2人以上で交代して行うことが理想です。
- 2) 1回の装着、装演は30分程度を上限として、必ず休憩を取ってください。
- 3) アテンダント（補助者）は1名以上つけ、移動時などの補助を行ってください。
- 4) 装着、装演、アテンダントは必ずこのマニュアルを熟知してください。
- 5) イベント等においては、主催者、司会者と演出について十分に打合せを行ってください。

(2) 控室の確保

- 1) 着替えのできる十分な広さがあり、着ぐるみを広げることのできる場所を準備してください。
- 2) 控室は関係者以外立入りを禁止し、外部から覗かれる事が無いように注意してください。
- 3) 着ぐるみを置くきれいなビニールを準備してください。汚れた地面や床に直接置くことは禁止します。
- 4) ステージ、登場ポイントに近い場所が望ましいです。

(3) 運搬車両の準備

着ぐるみ移動ケースを積載できる車両と2人以上の運搬人員の確保をお願いします。

4. 着ぐるみの中に入る人について

- 1) 155センチ〜170センチ程度の男女が適任

2) 基本服装

- ・頭をバンダナ、タオルなどで巻く。長い髪はゴムでまとめ、ヘアピン、ヘアクリップなどは使用しない。
- ・メガネは使用せず裸眼かコンタクトを使用する。やむをえずメガネ使用の際は曇り止め、メガネバンドを使用する。
- ・服装は長袖 T シャツ、トレーナー、ジャージ、など運動しやすく手首、足首までの服とし、靴下履きとします。

3) その他

- ・ピアス、アクセサリーなどは外して下さい。
- ・化粧は取って下さい。
- ・前日の睡眠不足、二日酔いの人は厳禁です。
- ・着ぐるみ着用前に準備運動を行い夏場は水分補給を確実に行って下さい。
- ・便意など緊急の場合に備え、アテンダントへのサイン、伝達方法を決めて下さい。
- ・雨天時の屋外の使用は禁止します。

5. 着替えの手順（必ずアテンダントが補助して下さい。）

- 1) ボディー内部の輪っかを 2 本固定します。
- 2) ボディーを着用して靴を履きます。
- 3) あゆのポシエットを肩ホックと背中フック、ホックと固定してはめていきます。
- 4) 換気ファンのスイッチを入れて頭部をかぶります。（バンドをあごにかけてください）
- 5) 手袋をはめます。
- 6) 全体を整えます。

※尻尾や耳は取れやすいので、直接持たないで下さい。

6. 装演時のかみ〜ごの動き（着ぐるみの中に入る人向け）

- 1) オーバーアクション気味に動く。
着ぐるみは手足が短いので意識的に大きく動かないと動きが小さく見えます。
- 2) 子供を抱きかかえたり、重いものを持つことは厳禁です。
- 3) 会話など声を発声することは禁止です。
- 4) 装演者の感情は表に出さないでください。不都合な場合はアテンダントに対応して頂いて下さい。
- 5) アテンダントと緊急事態、トイレ、我慢できないなどを知らせるサインを決めておく、周りから嫌な行為を受けた場合は、アテンダントへのサインで対応する。
- 6) かみ〜ごの設定は、「恥ずかしがりやの男の子だが時間が経つにつれ場のムードに慣れノリノリになる」を理解して行動する。
- 7) 進行スピード、方向はアテンダントの指示で動く。階段は要注意。水辺や火器には近づかないこと。
- 8) 装演中に着ぐるみが破損した場合は直ちに使用を中止すること。

7. 装演時の注意点（アテンダント向け）

- 1) 着ぐるみとは「つかず離れず」を心掛け、何かの時にはすぐに対応できる距離を保つ。
- 2) 着ぐるみの斜め前あたりから先導し、手を引いて着ぐるみの歩行を補助する。
- 3) 着ぐるみの後方にいるアテンダントは後方から触ろうとする人への注意を促し、着ぐるみが振り返るときは周りの人へ注意を呼び掛ける。
- 4) 装演者へ頻りに周りの状況を伝える。
- 5) 着ぐるみへの声掛けは、装演者にではなく、かみ〜ごへの声掛けとする。
＜例：かみ〜ご、お友達が握手したいそうですよ。＞
- 6) 誰が入っているの」等の答えは「かみ〜ごです」と一言だけにこやかに答えること。
- 7) 握手や記念撮影の際は人の整理を行う。
- 8) 「だっこしてほしい」との要望にはやさしくお断りする
- 9) 装演者の様子に気を配り無理をさせない。
- 10) 装演者の視界に子供が入らないことがあるため要注意。
- 11) 着ぐるみに気害を加える人には毅然とした態度をとる。

8. 収納（片付け）時の注意

- 1) 着ぐるみをやさしく扱い、横にしたりひっくり返したりしない。
- 2) 着ぐるみ頭部の汗は拭きとり、胴体など風通しをよくしてよく乾かして下さい。必要に応じて消臭、殺菌スプレーをして下さい。
- 3) 着ぐるみ靴の汚れは拭きとって下さい。